

一般事業主行動計画

子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための環境整備を行うとともに、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】	平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間
【行動計画1】	<p>1. 計画期間 平成32年12月31日まで</p> <p>2. 目標 希望する労働者に対する勤務地の限定制度拡充</p> <p>3. 内容 現在の勤務地選択制度の選択肢を拡大 ※平成29年11月30日現在の選択肢:全国(ナショナル)社員・限定(リミット)社員</p> <p>4. 対策 ①働き方ニーズの把握 ②新制度構築～導入</p>
【行動計画2】	<p>1. 計画期間 平成32年12月31日まで</p> <p>2. 目標 所定外労働時間の削減</p> <p>3. 内容 年間一人当たりの所定外労働時間を月平均15時間以内を継続する ※平成29年11月30日現在13.8時間</p> <p>4. 対策 ①所定外労働時間削減のための啓発活動 ②所定外労働時間削減のための原因分析及び削減支援体制の充実</p>

以上